

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

妊婦は、診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされています。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度の診療報酬改定において、妊婦加算が新設されました。

しかし、妊婦加算について関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方にも妊婦加算をするなど、運用上の問題が指摘されています。また、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることには、少子化対策の観点からも問題があります。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に、平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた、総合的な支援を議論することにしました。

よって、江戸川区議会は、この機会をとらえ、妊婦が安心して医療を受けられる体制を構築するため、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意等について、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が特有の合併症や疾患、投薬への注意等について、予め知識を得ることができるようすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月26日

江戸川区議会議長 藤澤進一

内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて